

令和5年第4回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和5年11月27日(月)

1 提出議案件数

予算関係 7 件
 条例関係 9 件
 事件関係 4 件 合計 20件

2 個別議案の概要

予算関係

■第87号議案 令和5年度加須市一般会計補正予算(第6号)

総計 904,418 千円

① 公共施設の緊急安全対策

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
1	コミュニティセンター管理運営事業	緊急安全点検に基づく児童室天窓ガラス交換修繕等	2,475		P41
	コミュニティセンター整備事業	緊急安全点検に基づく屋上防水保護材部分工事等	2,965		P41
	あけぼの園管理運営事業	緊急安全点検に基づく危険樹木伐採	500		P43
	子どもの居場所づくり事業	緊急安全点検に基づく児童館外部鉄骨階段塗装・補強修繕等	931		P45
	公立放課後児童健全育成事業	緊急安全点検に基づく雨漏り修繕工事等	2,529		P45
	民間放課後児童健全育成事業	緊急安全点検に基づく雨漏り修繕工事	2,946		P45
	公立保育所管理運営事業	緊急安全点検に基づく風見鶏撤去工事等	1,853		P47
	公立保育所施設整備事業	緊急安全点検に基づくテラスデッキ改修工事等	38,830		P47
	小学校管理運営事業	緊急安全点検に基づく危険樹木剪定	451		P51
	小学校施設整備事業	緊急安全点検に基づく体育館屋根改修工事等	63,239	※	P51
	中学校管理運営事業	緊急安全点検に基づく危険樹木伐採	3,795		P51
	中学校施設整備事業	緊急安全点検に基づく危険樹木伐採(フェンス化工事)等	7,692	※	P53
	公立幼稚園管理運営事業	緊急安全点検に基づく非常階段塗装改修工事等	3,689		P53
	集会所管理運営事業	緊急安全点検に基づく雨漏り修繕工事	880		P53
	スポーツ施設管理運営事業	緊急安全点検に基づくエントランス修繕工事	12,650		P55
	給食センター管理運営事業	緊急安全点検に基づく屋根防水改修工事	19,730	※	P55

※の事業は、内容に応じて説明資料を分けています。

② サービスの利用増加等への対応を図るもの

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
	障がい者日中活動サービス事業	利用者の増加等に伴う扶助費の増額	52,762		P43

2	障がい者居住サービス事業	利用者の増加等に伴う扶助費の増額	82,725		P43
	障がい者相談管理事業	利用者の増加等に伴う扶助費の増額	1,181	※	P43
3	障がい児発達支援事業	利用者の増加等に伴う扶助費の増額	62,154		P45
4	産業チャレンジ支援事業	申請件数の増加に伴う経営革新支援補助金の増額	8,500		P49
5	住宅改修等需要促進事業	申請件数の増加に伴う住宅改修等資金助成金の増額	4,000		P49

※の事業は、内容に応じて説明資料を分けています。

③ 国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
6	国民健康保険事業特別会計繰出事業	制度改正に伴うシステム改修等に要する経費	6,310		P41
7	障がい者相談管理事業	障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修に要する経費	3,146	※	P43
8	介護保険事業特別会計繰出事業	制度改正に伴うシステム改修に要する経費	6,490		P45
9	生活保護適正実施推進事業	調査項目の追加等に伴うシステム改修に要する経費	1,010	※	P47
10	農業委員会運営事業	計画策定に係るシステムのデータ移行及び農業経営意向調査実施に要する経費	9,757		P49

※の事業は、内容に応じて説明資料を分けています。

④ その他緊急かつ優先度の高いもの

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
11	入札契約管理事業	最低制限価格制度の導入に伴うシステム改修に要する経費	1,716		P41
12	庁舎維持管理事業	空調設備冷却塔及び自動制御機器更新設計に要する経費	6,908		P41
13	市民総合会館管理運営事業	女性センター活動室・青年センター活動室間仕切り用パーティションの修繕	1,237		P41
14	税務管理事業	市税の過誤納返還金不足に対応	26,000		P41
15	「浮野の里」自然環境保全事業	「浮野の里」の自然環境の保全及びあやめ祭りでの田舟の運航の実施に向けた田堀の浚渫	4,856		P47
16	広域利根斎場組合運営事業	火葬件数等施設利用の増加に伴う負担金の増額	1,742		P49
17	地産地消推進事業	地場産農産物の地産地消を推進するため、学校給食費に係る地場産野菜の購入費を支援	611		P49
18	枝線用排水路改修事業	馬内地内の枝線用排水路の改修	2,500		P49
19	農地利用集積推進事業	農地中間管理機構に農地を貸し付けた地区及び個人に対する協力金	20,103		P49
20	道路維持管理事業	市道117号線などの舗装工事	152,500		P51
	幹線道路新設改良事業	市道101号線などの幹線道路整備に要する経費	49,000		P51
	生活道路側溝事業	市道7078号線などの側溝整備に要する経費	11,500		P51

21	小学校施設整備事業	特別支援学級等の教室整備に要する経費	30,614	※	P51
	中学校施設整備事業	特別支援学級の教室整備に要する経費	14,037	※	P53
22	公立幼稚園施設整備事業	水深幼稚園駐車場の整備工事	1,892		P53
23	文化財の保存と活用による地域活性化事業	十六間筋兜(加須市指定有形文化財)特別展示イベント開催に要する経費	1,389		P53
17 24	給食センター管理運営事業	物価高騰に伴う賄材料費の増額及び騎西学校給食センター調理室等への空調設備設置工事等	121,539	※	P55

※の事業は、内容に応じて説明資料を分けています。

⑤ 国・県支出金等の精算に関するもの

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
	生活困窮者自立相談支援事業	実績に基づく令和4年度国庫負担金の返還金	620		P43
	生活困窮者住居確保給付事業	実績に基づく令和4年度国庫負担金の返還金	2,797		P43
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	実績に基づく令和4年度国庫補助金の返還金	68		P43
	障がい者訪問サービス事業	実績に基づく令和4年度国庫・県負担金の返還金	15,083		P43
	自立支援医療費支給事業	実績に基づく令和4年度国庫・県負担金の返還金	18,319		P45
	産後支援事業	実績に基づく令和4年度県補助金の返還金	176		P45
	母子家庭等自立支援事業	実績に基づく令和4年度国庫補助金の返還金	2,576		P45
	生活保護者自立支援事業	実績に基づく令和4年度国庫補助金の返還金	258		P47
	生活保護適正実施推進事業	実績に基づく令和4年度国庫補助金の返還金	573	※	P47
	生活保護事業	実績に基づく令和4年度国庫・県負担金の返還金	14,087		P47
	妊産婦保健事業	実績に基づく令和4年度国庫補助金の返還金	202		P47
	予防接種事業	実績に基づく令和4年度国庫補助金の返還金	6,156		P47
	市債元金償還事業	市債元金償還額の確定	1,260		P55
	市債利子支払事業	市債利子償還額の確定	▲ 9,091		P55

○繰越明許費の補正 14件

※の事業は、内容に応じて説明資料を分けています。

○債務負担行為の設定 122件

■第88号議案 令和5年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

総計 8,010 千円

③ 国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
6	国民健康保険税賦課徴収事業	制度改正に伴うシステム改修に要する経費	4,510		P81

④ その他緊急かつ優先度の高いもの

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
25	一般被保険者保険税還付事業	国民健康保険税の過誤納返還金不足に対応	3,500		P81

○債務負担行為の設定 9件

■第89号議案 令和5年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○債務負担行為の設定 3件

■第90号議案 令和5年度加須市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

総計 6,490 千円

③ 国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの

資料 No.	事業名	主な内容	歳出予算額 (千円)	備考	議案書 ページ
8	介護保険一般管理事業	制度改正に伴うシステム改修に要する経費	6,490		P97

○債務負担行為の設定 6件

■第91号議案 令和5年度加須市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○債務負担行為の設定 1件

■第92号議案 令和5年度加須市水道事業会計補正予算(第2号)

○債務負担行為の設定 3件

■第93号議案 令和5年度加須市下水道事業会計補正予算(第1号)

○債務負担行為の設定 3件

条例関係

■第94号議案～第102号議案

資料 No.	議案 番号	条例名	主な内容	施行 期日	議案書 ページ												
26	94	加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の一部改正により、令和6年秋までに健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化するとされたことに伴い、子育て支援医療費の受給資格について個人番号を利用した情報連携による確認を行うため、当該医療費の支給に関する事務について個人番号を利用できるように市独自利用事務に加える。 ②上記①の事務等を処理するために利用することができる市保有の特定個人情報を定める。	公布の日	1												
27	95	加須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	引用している法律の条ずれ等が生じたため、規定の整備を行う。	公布の日	3												
28	96	加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	「地方税法」の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税(所得割額・均等割額)を免除する。 ■免除期間イメージ(出産予定日又は出産日が7月の場合) <table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr><tr><td>単胎妊娠</td><td></td><td></td><td colspan="4">←──</td></tr></table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	単胎妊娠			←──			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月											
単胎妊娠			←──														

34	102	加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	良好な住環境の形成を推進し、持続可能な公園等の管理を実現するため、当該公園等の設置に係る開発区域の面積を変更する。	R6.4.1	14				
			■公園等の設置が必要な開発区域の面積						
			<table><tr><th>現 行</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td>0. 3 h a 以上</td><td>1 h a 以上</td></tr></table>			現 行	改 正 後	0. 3 h a 以上	1 h a 以上
			現 行			改 正 後			
0. 3 h a 以上	1 h a 以上								

事件関係

■第103号議案～第106号議案

資料 No.	議案 番号	事件名	主な内容	備考	議案書 ページ
	103	公の施設の指定管理者の指定について	加須市健康ふれあいセンターの指定管理者を指定すること。		16
	104	公の施設の指定管理者の指定について	加須市童謡のふる里おおとね農業創生センターの指定管理者を指定すること。		17
	105	公の施設の指定管理者の指定について	加須市ライスセンターの指定管理者を指定すること。		18
	106	市道路線の廃止について	道路利用状況により不用路線となる道路を廃止すること。 (市道騎2228号線、北1223号線)		19



【①公共施設の緊急安全対策】

緊急安全点検に基づく公共施設の修繕等の実施**1 事業名**

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ①コミュニティセンター管理運営事業 | ⑦公立保育所管理運営事業 | ⑫中学校施設整備事業 |
| ②コミュニティセンター整備事業 | ⑧公立保育所施設整備事業 | ⑬公立幼稚園管理運営事業 |
| ③あけぼの園管理運営事業 | ⑨小学校管理運営事業 | ⑭集会所管理運営事業 |
| ④子どもの居場所づくり事業 | ⑩小学校施設整備事業 | ⑮スポーツ施設管理運営事業 |
| ⑤公立放課後児童健全育成事業 | ⑪中学校管理運営事業 | ⑯給食センター管理運営事業 |
| ⑥民間放課後児童健全育成事業 | | |

2 補正予算の内容

市民等の安全確保のために実施した、公共施設の緊急安全点検（令和5年8月）の結果を踏まえ、安全対策等が必要な施設の修繕等を実施します。

3 補正の理由

近隣自治体の外壁落下等の事故及び令和5年7月に発生した突風等による被害を踏まえ、市民等に危険を及ぼす恐れがないか、通常の安全点検に加え、施設管理者による公共施設の緊急点検を行った結果、安全確保等のために対策が必要な16事業、42施設、51箇所の修繕等を実施します。（施設数は事業間の重複施設を除く）

*点検対象施設：加須市公共施設等総合管理計画（試案）改訂版掲載施設（現存施設）385施設のうち、調整池等を除く、建築物を有する296施設

4 補正予算の積算

	事業名	施設	主な実施内容	補正予算額
1	コミュニティセンター管理運営事業	花崎コミュニティセンターほか7施設	児童室天窓ガラス交換修繕	2,475千円
2	コミュニティセンター整備事業	志多見コミュニティセンターほか2施設	屋上防水保護材部分補修工事	2,965千円
3	あけぼの園管理運営事業	障がい福祉サービス事業所あけぼの園	危険樹木伐採	500千円
4	子どもの居場所づくり事業	加須児童館ほか1施設	外部鉄骨階段塗装・補強修繕	931千円
5	公立放課後児童健全育成事業	不動岡小放課後児童健全育成室ほか2施設	雨漏り修繕工事	2,529千円
6	民間放課後児童健全育成事業	高柳小放課後児童健全育成室	雨漏り修繕工事	2,946千円
7	公立保育所管理運営事業	わらべ保育園ほか2施設	風見鶏撤去工事	1,853千円
8	公立保育所施設整備事業	わらべ保育園ほか1施設	テラスデッキ改修工事	38,830千円
9	小学校管理運営事業	大利根東小学校ほか2施設	危険樹木剪定	451千円
10	小学校施設整備事業	原道小学校ほか7施設	体育館屋根改修工事	63,239千円
11	中学校管理運営事業	加須北中学校	危険樹木伐採	3,795千円
12	中学校施設整備事業	昭和中学校ほか1施設	危険樹木伐採（フェンス化工事）	7,692千円
13	公立幼稚園管理運営事業	花崎北幼稚園ほか3施設	非常階段塗装改修工事	3,689千円
14	集会所管理運営事業	阿良川集会所	雨漏り修繕工事	880千円
15	スポーツ施設管理運営事業	加須市民体育館	エントランス修繕工事	12,650千円
16	給食センター管理運営事業	加須学校給食センター	屋根防水改修工事	19,730千円

5 補正予算額 165,155千円



【②サービスの利用増加等への対応を図るもの】

障がい者サービス給付費予算の増額

1 事業名

- ①障がい者日中活動サービス事業
- ②障がい者居住サービス事業
- ③障がい者相談管理事業

2 補正予算の内容

障がい者の障害福祉サービスの利用実績が増加していることにより、サービス給付費用の不足が見込まれるため、不足する費用について予算を増額します。

3 補正の理由

障がい者サービスは、ニーズの高まりにより利用者数の増加に加え、市内の障がい者サービス提供事業所の新規開所もあったことなどから、利用件数、または1件あたりサービス利用実績が増加し、給付費予算の不足が見込まれることから、今後も継続して障がい者サービスを提供するため、必要な経費を措置するものです。

●サービス利用件数

①障がい者日中活動サービス事業

区 分	当初見込	9月30日現在	年度末見込
療養介護	120件	54件	108件
生活介護	3,456件	1,706件	3,410件
短期入所※	168件	157件	313件
宿泊型自立訓練	12件	6件	12件
自立生活援助	24件	0件	0件
自立訓練（機能訓練）	12件	1件	1件
自立訓練（生活訓練）	36件	52件	106件
就労移行支援	336件	193件	385件
就労継続支援（A型）	360件	171件	345件
就労継続支援（B型）※	2,544件	1,295件	2,591件
就労定着支援	60件	33件	69件

※R4,5年度 市内新規開設：短期入所3箇所、就労継続（B型）3箇所

区 分	当初見込	9月30日現在	年度末見込
療養介護医療費	120件	54件	108件

②障がい者居住サービス事業

区 分	当初見込	9月30日現在	年度末見込
施設入所支援	1,392件	675件	1,365件
共同生活援助※	2,028件	1,181件	2,441件

※R4,5年度 市内新規開設：共同生活援助8箇所

③障がい者相談管理事業

区 分	当初見込	9月30日現在	年度末見込
計画相談支援	1,776件	868件	1,738件

4 補正の積算

令和 5 年度の下半期の支給額について、施設利用となる居住サービスは、上半期にもっとも支給額が多い月を下半期各月の見込みとし、他のサービスについては、上半期 1 月あたりの支給額の平均を下半期各月の見込みとし、決算見込額を算出し、決算見込額と当初予算額の差額を追加します。

①障がい者日中活動サービス事業

区 分	当初予算額	決算見込額	補正予算額
療養介護	35,089 千円	31,056 千円	△4,034 千円
生活介護	890,161 千円	888,420 千円	△1,741 千円
短期入所	29,079 千円	38,382 千円	9,304 千円
宿泊型自立訓練	1,167 千円	4,463 千円	3,297 千円
自立生活援助	576 千円	0 千円	△576 千円
自立訓練（機能訓練）	1,524 千円	38 千円	△1,487 千円
自立訓練（生活訓練）	4,078 千円	16,237 千円	12,159 千円
就労移行支援	70,641 千円	79,792 千円	9,152 千円
就労継続支援（A 型）	57,369 千円	59,011 千円	1,642 千円
就労継続支援（B 型）	298,422 千円	322,523 千円	24,103 千円
就労定着支援	1,980 千円	2,079 千円	99 千円
計	1,390,083 千円	1,441,999 千円	51,916 千円

区 分	当初予算額	決算見込額	補正予算額
療養介護医療費	8,160 千円	9,006 千円	846 千円
計	8,160 千円	9,006 千円	846 千円

②障がい者居住サービス事業

区 分	当初予算額	決算見込額	補正予算額
施設入所支援	219,449 千円	206,956 千円	△12,493 千円
共同生活援助	452,085 千円	547,304 千円	95,219 千円
計	671,534 千円	754,259 千円	82,725 千円

③障がい者相談管理事業

区 分	当初予算額	決算見込額	補正予算額
計画相談支援	24,864 千円	26,045 千円	1,181 千円
計	24,864 千円	26,045 千円	1,181 千円

※各数値は単位未満を端数処理しているため、合計値と整合しない場合があります。

5 補正予算額 136,668 千円

①障がい者日中活動サービス事業 52,762 千円

②障がい者居住サービス事業 82,725 千円

③障がい者相談管理事業 1,181 千円

〔特定財源〕国：68,334 千円 障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費国庫負担金
県：34,167 千円 障害者自立支援給付費負担金

※障がい者サービス給付費に係る財政（法定）負担：国 1/2、県・市 1/4



【②サービスの利用増加等への対応を図るもの】

障がい児サービス給付費予算の増額

1 事業名

障がい児発達支援事業

2 補正予算の内容

障がい児の障害福祉サービス利用実績が増加していることにより、サービス給付費用の不足が見込まれるため、不足する費用について予算を増額します。

3 補正の理由

障がい児サービスは、ニーズの高まりにより利用者数の増加に加え、市内の障がい児サービス提供事業所の新規開所もあったことなどから、利用件数、または1件あたりサービス利用実績が増加し、給付費予算の不足が見込まれることから、今後も継続して障がい児に対する発達支援サービスを提供するため、必要な経費を措置するものです。

●サービス利用件数

区 分	当初見込	9月30日現在	年度末見込
児童発達支援	1,932 件	745 件	1,573 件
放課後等デイサービス※	3,636 件	1,917 件	3,939 件
保育所等訪問支援	12 件	7 件	13 件
障害児相談支援	1,104 件	489 件	981 件

※R4,5年度 市内新規開設：放課後等デイサービス事業所2箇所

4 補正の積算

令和5年度の下半期の支給額について、児童発達支援、放課後等デイサービスは、上半期にもっとも支給額が多い月を下半期各月の見込みとし、保育所等訪問支援、障害児相談支援は、上半期1月あたりの支給額の平均を下半期各月の見込みとし、決算見込額を算出し、決算見込額と当初予算額の差額を追加します。

区 分	当初予算額	決算見込額	補正予算額
児童発達支援	156,629 千円	179,003 千円	22,374 千円
放課後等デイサービス	350,552 千円	391,760 千円	41,208 千円
保育所等訪問支援	170 千円	295 千円	126 千円
障害児相談支援	18,768 千円	17,215 千円	△1,552 千円
計	526,119 千円	588,273 千円	62,154 千円

※各数値は単位未満を端数処理しているため、合計値と整合しない場合があります。

5 補正予算額 62,154千円

〔特定財源〕国：31,077 千円 障害児入所給付費等負担金

県：15,539 千円 障害児入所給付費等負担金

※障がい児サービス給付費に係る財政（法定）負担：国1/2、県・市1/4



【②サービスの利用増加等への対応を図るもの】

加須市経営革新支援補助金予算の増額

1 事業名

産業チャレンジ支援事業

2 補正予算の内容

令和5年度の新規事業である経営革新支援補助金が令和5年10月12日時点において、当初予算額500万円に対し、申請見込金額が490万円を超える状況になり、当初予算を大幅に上回る見込みであることから、経営革新支援補助金の予算を増額します。

■経営革新支援補助金の主な対象要件

- ・埼玉県が実施している経営革新計画承認制度による経営革新計画の承認を受けている創業後5年以上の方で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社又は個人であること。
- ・市内に営業実態のある事務所、店舗、工場等に係る事業の経費であること。

3 補正の理由

市内での経営の向上のための積極的な経営革新を促進することを目的に令和5年度にて「加須市経営革新支援補助金」を創設したところ、加須市内で積極的な経営革新を考える市内中小事業者から当初の見込みを超える加須市商工会への相談を受けています。

加須市商工会への相談状況によると当初予算を大幅に上回る見込みであることから、引き続き積極的に市内中小企業の経営革新を支援するため、補助金交付に必要な経費を増額措置するものです。

4 補正予算の積算

10月12日現在で当初見込みの申請件数及び申請金額にほぼ達していることや現在の相談状況を踏まえ、次のとおり算出

○補助金の決算見込

	当初予算	10月12日現在	決算見込
経営革新支援補助金	5,000千円	4,923千円	13,500千円
申請見込件数	10件	8件	18件
申請平均見込金額	500千円	615千円	750千円

○補正予算額

	当初予算額 A	決算見込額 B	補正予算額 B-A
創業支援補助金	5,000千円	13,500千円	8,500千円

5 補正予算額 8,500千円



【②サービスの利用増加等への対応を図るもの】

住宅改修等資金助成金予算の増額

1 事業名

住宅改修等需要促進事業

2 補正予算の内容

令和5年度の住宅改修等資金助成金の交付決定金額が令和5年9月末日時点において、当初予算額20,525千円に対し、既に交付決定金額が12,586千円であり、当初予算を大幅に上回る見込みであることから、住宅改修等資金助成金の予算を増額します。

3 補正の理由

本市では、市内事業者への工事受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図るため、20万円以上の住宅改修工事に対し、工事費用の5%（上限5万円）を助成する住宅改修等資金助成金を交付しています。

前年度申請分の令和5年度に振り替えた交付決定額や令和5年4月から9月末までの新規交付決定額が前年同期よりも上回ったことにより、当初予算を大幅に上回る見込みであることから、引き続き市内事業者への工事受注機会拡大を支援するため、助成金交付に必要な経費を増額措置するものです。

4 補正予算の積算

(1) 申請件数と交付決定額の状況

	令和4年度			令和5年度			執行率
	当初 予算額	申請 件数	交付 決定額	当初 予算額	申請 件数	交付 決定額	
	15,840 千円	-	-	20,525 千円⑧	-	-	-
前年度 申請分(A)	-	55件	2,568千円	-	68件	3,099千円③	-
4～9月 申請分(B)	-	198件	8,687千円①	-	234件	9,487千円②	-
9月末 (A+B)	-	253件	11,255千円	-	302件	12,586千円	61.3%
10～3月 申請分(C)	-	247件	10,784千円④	-	270件 (見込)	11,776千円 (見込)⑥	-
年度末 (A+B+C)	-	500件	22,039千円	-	572件 (見込)	24,500千円 (見込)⑦	

<令和5年度交付決定額の年度末見込み>

4～9月申請分前年度同期比 9,487千円②/8,687千円①=109.2%⑤

交付決定見込み額 3,099千円③+9,487千円②+11,776千円⑥ (=10,784千円④×⑤)
=24,362千円≒24,500千円⑦

(2) 補正予算額の算出

	当初予算額 A	決算見込額 B	補正予算額 B-C
委託料	20,525千円	24,500千円	3,975千円 ≒ 4,000千円

5 補正予算額 4,000千円



【③国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの】

産前産後期間における国民健康保険税の 免除制度にかかるシステム改修

1 事業名

- ①国民健康保険税賦課徴収事業【国民健康保険事業特別会計】
- ②国民健康保険事業特別会計繰出事業

2 補正予算の内容

国民健康保険税の産前産後期間における免除制度に対応するため、住民情報システムを改修します。

3 補正の理由

こども・子育て支援の拡充等を図るための「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年5月19日公布）において、「地方税法」の一部が改正（令和6年1月1日施行）されたことに伴い、産前産後期間における所得割額及び均等割額を免除制度が創設（令和6年1月1日～）されるため、システム改修に必要な経費を措置するものです。

■免除制度の概要

区 分	内 容	
対 象 者	出産予定 又は 出産した被保険者	
免除期間	単胎妊娠	出産予定日（出産日）の属する月の前月から 出産予定日（出産日）の属する月の翌々月まで
	多胎妊娠	出産予定日（出産日）の属する月の3か月前から 出産予定日（出産日）の属する月の翌々月まで
免 除 額	対象者に係る所得割額及び均等割額の全額	

■免除期間のイメージ（出産予定日又は出産日が7月の場合）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
単胎妊娠の場合			←	4か月免除	→	
多胎妊娠の場合	←			6か月免除	→	

4 補正予算の積算

- ①国民健康保険税賦課徴収事業【国民健康保険事業特別会計】

	内 容	補正予算額
委託費	住民情報システム改修	4,510千円

- ②国民健康保険事業特別会計繰出事業

	内 容	補正予算額
繰出金	システム改修に係る経費分	4,510千円
	産前産後期間保険税免除分	1,800千円

5 補正予算額

- ①国民健康保険税賦課徴収事業 4,510千円
〔財源〕一般会計繰入金 4,510千円
- ②国民健康保険事業特別会計繰出事業 6,310千円

6 特記事項

制度改正のための条例改正を同時に提案します。（資料 No28 参照）



【③国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの】

障害福祉サービス等報酬改定に係る システム改修

1 事業名

障がい者相談管理事業

2 補正予算の内容

令和6年度に実施される障害福祉サービス等報酬改定に対応するため、障がい者自立支援給付システムの改修を行います。

3 補正の理由

障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、令和6年度報酬改定が行われることに伴い、その改正内容を障害福祉サービスに対する報酬の審査支払等に係る事務処理システムに反映する必要があるため、必要な費用を措置するものです。

4 補正の積算

	内容	補正予算額
委託料	障害福祉サービスシステム改修委託 2,860,000円×1.1=3,146,000円	3,146千円

5 補正予算額 3,146千円

〔特定財源〕国：1,573千円 障害者総合支援事業費補助金

※障害者自立支援給付審査支払等システム事業に係る財政負担：国1/2・市1/2



【③国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの】

介護保険制度改正に伴うシステム改修

1 事業名

- ①介護保険一般管理事業【介護保険事業特別会計】
- ②介護保険事業特別会計繰出事業

2 補正予算の内容

3年に1度の介護保険制度改正に対応するため、介護保険システムの改修（サービス種類の追加・廃止に伴うOCR帳票等のレイアウト変更等）を行います。

3 補正の理由

介護保険法第117条において、同法第116条の基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に対する費用の額、保険料の水準に関する中長期的な推計などを定めるよう努めることとされていることから、3年ごとの介護保険事業計画策定に伴い、介護保険制度の改正が行われております。

令和5年7月10日(月)の第107回社会保障審議会介護保険部会において第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（案）が示されており、その改正内容を令和6年4月から適用するため、本市の介護保険システム改修に必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

- ①介護保険一般管理事業【介護保険事業特別会計】

	内容	補正予算額
委託料	介護保険システム改修委託 （サービス種類の追加・廃止に伴うOCR帳票等の レイアウト変更等） 5,900,000円×1.1=6,490,000円	6,490千円

- ②介護保険事業特別会計繰出事業

システム改修に伴い、事務費として一般会計から繰り出します。6,490千円（補正予算額）

5 補正予算額

- ①介護保険一般管理事業 6,490千円

〔財源〕 一般会計繰入金 6,490千円

※国庫補助金（介護保険事業費補助金）交付予定

基準額：厚生労働大臣が必要と認めた額×補助率1/2

- ②介護保険事業特別会計繰出事業 6,490千円



【③国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの】

被保護者調査の項目追加等への対応

1 事業名

生活保護適正実施推進事業

2 補正予算の内容

国に対し月次、年次で報告を行う被保護者調査について、国が求める調査項目（申請件数等に関する一時的扶助や学習支援受給人員等）の追加等の見直しに対応するため、国のシステムに対応した本市の「生活保護基幹事務システム」（生活保護システム）を改修します。

3 補正の理由

令和5年4月21日付、厚生労働省社会・援護局通知により、令和6年4月調査分から国（県含む）へ報告を行う「被保護者調査」に係る調査項目の追加等の見直しの概要が示されました。

その後、システム改修に係る設計及び接続テストの時期が定まったことから、国のシステムに対応するため、本市の生活保護システムの改修に必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内容	補正予算額
委託料	生活保護システム改修業務委託 （被保護者調査に関する調査項目の追加等対応） 918,000 円×1.1＝1,009,800 円	1,010 千円

5 補正予算額 1,010 千円

〔特定財源〕国：505 千円 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金



【③国の要請や各種制度改正への対応等を図るもの】

地域計画策定に係る農地台帳システムの データ移行及び農業経営意向調査の実施

1 事業名

農業委員会運営事業

2 補正予算の内容

地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定にあたり、農林水産省が利用を推奨している農業委員会サポートシステムを用いて、農地1筆ごとに農業を担う方を地図に示した「目標地図」を作成するため、本市の最新の農地台帳データ（所有者・耕作者情報等）を同システムに移行する業務委託を行います。

また、そのデータを基に、市内の農地所有者及び耕作者に対し、将来の農業経営に関する意向調査（郵送によるアンケート調査）を実施します。

3 補正の理由

令和5年4月1日施行の改正農業経営基盤強化促進法により、市は地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を令和6年度末までに策定することとなりました。

この計画は、10年後の目標として農地1筆ごとに農業を担う方を地図に示した「目標地図」の作成が必要となっています。

農地所有者や耕作者の意向を反映した目標地図の素案を、来年度早急に作成する必要があるため、データ移行及び意向調査の委託に要する経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内容	補正予算額
委託料	○農地台帳システムデータ連携機能追加業務委託 【データ移行対象農地】市内全域の農地筆数：約83,000筆 【委託内容】農地台帳システムデータ切り出し、農業委員会サポートシステムへの移行データ作成	880千円
	○地域計画策定支援（意向調査）委託 【意向調査対象者】市内の農地所有者及び耕作者：約13,000人 【委託内容】意向調査票作成・発送・回収、結果集計・データ作成、結果報告書作成	8,877千円

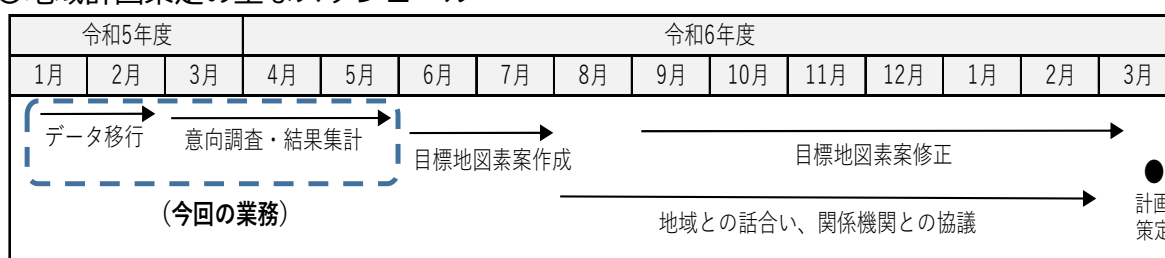
5 補正予算額 9,757千円

〔特定財源〕国：3,792千円（農地利用最適化交付金）

6 特記事項

○地域計画策定支援（意向調査）委託については、繰越明許を設定します。

○地域計画策定の主なスケジュール





【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

建設工事等入札契約検査管理システムの改修

1 事業名

入札契約管理事業

2 補正予算の内容

ダンピング防止対策として、令和6年4月から建設工事等の入札契約について、新たに最低制限価格制度を導入するため、建設工事等入札契約検査管理システムの改修を行います。

	現 行	令和6年4月から
建 設 工 事	500万円以上の入札 低入札価格調査制度の適用(※1)	130万円以上の入札 最低制限価格制度の適用(※2)
調査・設計・測量の業務委託 土木施設維持管理	適用なし	50万円以上の入札 最低制限価格制度の適用(※2)

※1 低入札価格調査制度とは

あらかじめ一定の基準価格として‘調査基準価格’を設定し、この価格を下回る入札があったときは、落札を保留し、入札価格の内訳や施工体制等を調査し、契約の適正な履行が確保できると判断した場合に落札者として決定する制度です。

※2 最低制限価格制度とは

あらかじめ一定の基準価格として‘最低制限価格’を設定し、この価格を下回る入札があったときは、その入札を失格とし、最低制限価格以上の最低の価格を落札者として決定する制度です。低入札価格調査制度よりダンピング防止効果が高い制度となります。

3 補正の理由

公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条に基づく‘発注関係事務の運用に関する指針’の必ず実施すべき事項のなかで、発注者の責務として、ダンピング防止対策の徹底のため建設工事に伴う業務委託への最低制限価格等の導入が位置づけられています。

これに伴い令和5年9月に「加須市最低制限価格実施要綱」を制定し、制度の実施に向けた帳票等の修正のため、建設工事等入札契約検査管理システムの改修に必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内 容	補正予算額
委託費	建設工事等入札契約システム改修費用	1,716千円

5 補正予算額 1,716千円

6 システム改修スケジュール

令和5年	令和6年			
12月	1月	2月	3月	4月
・議会 補正予算	・契約締結	← 建設工事等入札契約検査管理システム改修 →		・制度運用開始 4/1～



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

空気調和設備冷却塔及び 自動制御機器更新設計委託

1 事業名

庁舎維持管理事業

2 補正予算の内容

空気調和設備の一部である冷却塔（冷房時に使用）及び自動制御機器（室内温度調節及び冷温水発生機運転調節用）更新に係る設計委託を行います。

3 補正の理由

令和4年度に実施した本庁舎劣化等調査が令和5年3月に完了し、その調査結果を踏まえ優先度を検討した結果、空気調和設備の老朽化対策を優先的に実施することとなりました。

令和5年9月補正予算では、空気調和設備の心臓部である冷温水発生機のオーバーホールを最優先で実施するための経費を措置したところです。

今回実施する空気調和設備の一部である冷却塔及び自動制御機器においても、昭和60年の建設当時から使用しており、冷却塔の羽根部の錆や自動制御機器の部品の劣化が顕著です。

本設計委託は、令和6年度当初予算で計画していましたが、空気調和設備の安定的な稼働を図るため、計画を前倒して実施する経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内容	補正予算額
委託料	空気調和設備冷却塔及び自動制御機器更新設計委託	6,908千円

5 補正予算額 6,908千円

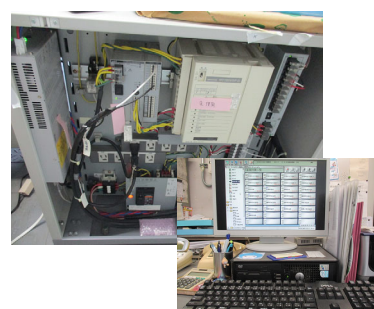
6 現況写真



冷却塔



自動制御機器



中央監視設備

7 空気調和設備の老朽化対策

	空気調和設備内訳	R5.9	R5.10	R5.12	R6.2	R6.12	R7
1	冷温水発生機オーバーホール	■補正	■契約	→ 工事 →			
2	冷却塔及び自動制御機器			■補正	■契約	→ 設計 →	→ 工事 →
3	中央監視設備					当初 ■ 契約	→ 工事 →

8 特記事項

空気調和設備の冷却塔及び自動制御機器更新の設計委託については、概ね8か月を要し、業務を年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

女性センター活動室・青年センター活動室 間仕切り用パーティションの緊急修繕

1 事業名

市民総合会館管理運営事業

2 補正予算の内容

市民総合会館5階女性センター活動室・青年センター活動室の間仕切り用パーティションが開閉不能となったため、緊急修繕を行います。

3 補正の理由

女性センター活動室と青年センター活動室との間仕切り用パーティションが吊金具の不具合により開閉不能となり、両部屋の単独での利用に対応できず、利用者への貸出に支障が出ているため、修繕に必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内容	補正予算額
修繕料	パーティション交換、荷揚費、運搬費等	1,237千円

5 補正予算額 1,237千円



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

市税還付金の不足による増額

1 事業名

税務管理事業

2 補正予算の内容

市民、特別徴収義務者、市内に事務所等を有する法人などに対し、市税の還付金が不足することが見込まれるため、税収入過誤納返還金を増額措置します。

○市県民税及び法人市民税における還付金の主な発生要因（例）

- ・市税全般においては、誤って二重に納付してしまった場合。
- ・市県民税においては、市民の方が所得税の確定申告や市県民税の申告書を提出したことにより税額が減額となった場合。
- ・法人市民税においては、既に納付した法人市民税の中間納付額が確定申告により計算された事業年度の合計税額より多かった場合。

3 補正の理由

個人市民税においては、令和5年度実績において例年よりも約20%還付額が増大、法人市民税においては、原材料価格の高騰や人件費の上昇などの影響等により、9月末までに例年の約2倍の還付額が発生しています。

市税の還付金（税収入過誤納返還金）について、速やかな還付金の支払い及び還付金の支払いの遅れにより発生する還付加算金の支出を抑制するため、必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

税 目	当初予算分	9月末現在支出済額	決算見込額	補正予算額
個 人 市 民 税	28,500 千円	24,682 千円	34,500 千円	6,000 千円
法 人 市 民 税	20,000 千円	21,883 千円	40,000 千円	20,000 千円
軽 自 動 車 税	500 千円	134 千円	500 千円	0 千円
固定資産税・ 都市計画税	6,000 千円	2,372 千円	6,000 千円	0 千円
計	55,000 千円	49,071 千円	85,000 千円	26,000 千円

5 補正予算額 26,000千円



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

環境保全及びあやめ祭りでの田舟の運航に向け、 「浮野の里」の田堀を浚渫

1 事業名

「浮野の里」自然環境保全事業

2 補正予算の内容

「浮野の里」の貴重な自然環境の保全・活用を図るため、田堀の浚渫を実施します。

3 補正の理由

国の「水の郷百選」、県の「さいたま緑のトラスト保全地」に指定されている浮野の里は、新田開発の名残をとどめる田堀やクヌギ並木等が残る本市を代表する水辺環境です。

現在、クヌギ並木遊歩道沿いにある田堀は平成8年度に浚渫を実施して以降、経年の落ち葉、枝木等の堆積物により、水質汚濁や浮遊物などでその景観が損なわれております。また、地元の保全団体「葦の会」が実施する「浮野の里・あやめ祭り」での「田舟の運航」への支障も生じていることから、貴重な自然環境を維持し、市内外の方の憩いの場を保全するため、田堀を浚渫する経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内容	補正予算額
工事請負費	田堀の浚渫、土砂運搬等 浚渫量115m ³ (W:3.0m×D:0.5m×L:77.0m)	4,856千円

5 補正予算額 4,856千円

〔特定財源〕水と緑と文化のまちづくり基金繰入金 4,856千円

6 スケジュール

	令和5年				令和6年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
議案上程、議決									
業者選定（入札）、契約									
浚渫工事									
工事完了検査									





【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

広域利根斎場組合負担金の予算増額

1 事業名

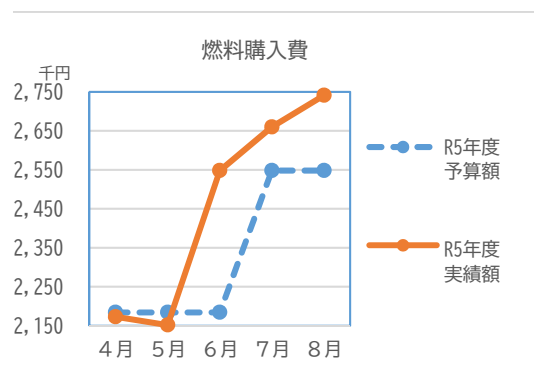
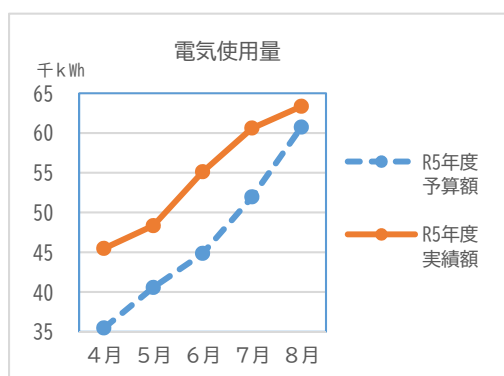
広域利根斎場組合運営事業

2 補正予算の内容

火葬件数等施設利用が増加したことに加え、燃料費高騰の影響を受け、広域利根斎場組合の当初予算における電気料及び燃料費に不足が見込まれるため、広域利根斎場組合負担金を増額措置します。

3 補正の理由

広域利根斎場組合の経費は、広域利根斎場組合同規約第13条に基づき、本市を含む3市1町で負担しています。令和5年度当初予算の積算においては、令和3年度実績を基準に電気使用量等を見込みましたが、令和5年4月から8月までの実績において、人体及び小動物の火葬に伴う施設利用件数の増加により電気使用量が16.8%の増、さらに、電気料金や灯油などの燃料費高騰の影響により、電気料金は5.8%、灯油購入費は約5.3%の増大していることから、経費の不足が見込まれるため、必要な経費を措置するものです。



4 補正予算の積算

(1) 積算方法

区分	積算方法
電気料	令和5年4月から8月の前年同期間の伸び率1.18%を令和4年度分の実績(9月～3月)に乗じて、基本料金単価、電力量料金等を踏まえ年間使用量見込みを積算
燃料費(灯油)	令和5年4月から8月の前年同期間の伸び率3.1%を令和4年度分の実績(9月～3月)に乗じて、年間購入量見込みを積算

(2) 不足見込額(構成市町の補正金額合計)

区分	当初予算額	決算見込額	補正予算額
電気料	18,375千円	20,167千円	1,792千円
燃料費	31,499千円	34,842千円	3,343千円
合 計	49,874千円	55,009千円	5,135千円※

※各団体負担金

加須市 1,742千円

久喜市 2,243千円

幸手市 748千円

宮代町 402千円

5 補正予算額 1,742千円



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

学校給食の質・量・給食費の維持

1 事業名

- ①給食センター管理運営事業
- ②地産地消推進事業

2 補正予算の内容

市内公立幼稚園・小中学校における学校給食費の保護者負担を増やすことなく、引き続き質（栄養バランス）や量を確保した学校給食を提供するため、賄材料費の予算を増額します。

また、地場産野菜等の地産地消を目的として、安全で安心な地場産野菜等の購入費への支援を実施します。

3 補正の理由

食料品等の物価高騰により食材価格への影響が出ている中、市内公立幼稚園・小中学校において保護者負担となる学校給食費に転嫁することなく、質（栄養バランス）や量を確保した学校給食を維持するとともに、より多くの安全・安心な地場産野菜等を学校給食に活用するため、賄材料費及び地場産野菜等の購入支援に必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

区分	R5 当初		R5 年度末		補正予算額 B - A
	予算額 A	消費者物価指数 上昇率※1	決算見込額 B	消費者物価指数 上昇率※2	
賄材料費	428,980 千円	4.1%	467,860 千円	13.4%	38,880 千円
①物価高騰 特別支援分※3	16,871 千円		55,140 千円		38,269 千円
②地場産野菜 購入費支援分※3	6,870 千円		7,481 千円		611 千円

○消費者物価指数（全国・食料）上昇率

※1 R5 当初予算の積算における上昇率 4.1%（R3.9 から R4.9）

※2 R5 年度末決算見込額の積算における上昇率 13.4%（R3.9 から R5.9）
（R5.10.20 時点）

※3 支援分の積算方法は、①、②ともに R3 の実績値に消費者物価指数の上昇率を乗じ、決算見込額から当初予算分を引いたもの。

①の実績値（1食単価×食数）

②の実績値（地場産野菜購入実績）

5 補正予算額

① 38,269 千円
② 611 千円



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

水路整備等の実施

1 事業名

枝線用排水路改修事業

2 補正予算の内容

安心、安全で快適なまちづくりを推進するため、緊急を要する用排水路の改修を行います。

3 補正の理由・積算

枝線用排水路改修事業

【路線数 1 路線】

整備地域等 加須地域：1 路線

路線		整備理由・内容	補正予算額
本村用排水路	馬内地内	○土水路で生活排水が流入しており、排水が滞ってしまうことから、早期に水路改修を行う。	2,500 千円

4 補正予算額 2,500千円



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

農地中間管理機構への農地貸付に対する 協力金を交付

1 事業名

農地利用集積推進事業

2 補正予算の内容

農業振興地域内の農地を農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）に貸し付け、農地の集積等を開始する2地域及びその地域内の個人に対し、県を通して国から交付される次の協力金を交付します。

協力金の種類	交付内容
地域集積協力金	地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る地域に交付
経営転換協力金	経営転換等により、全ての農地（10a未満の自作地を除く）を農地中間管理機構に貸し付けた者に交付

3 補正の理由

農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進するとともに、農地の確保及び有効利用を推進するため、令和5年度中に新たに農地の集積等を開始する2地域及びその地域内の個人に対する協力金の交付に必要な予算を措置するものです。

4 補正予算の積算

各協力金の交付単価は、国が定める各協力金の基準単価とする。

協力金の種類	地区名等	交付単価（10a 当たり）		交付対象 見込面積	交付見込額 （補正予算額）
地域集積 協力金 ※地域に交付	下谷	機構の活用率 4 割超 から 7 割以下	16,000 円	8,802 a	14,083,200 円
	豊野第 1	機構の活用率 7 割超 から 8 割以下	22,000 円	1,759 a	3,869,800 円
経営転換 協力金 ※個人に交付	下谷 （37 人）	交付内容の要件を満 たす農地の合計（上 限 25 万円/戸）	10,000 円	1,835 a	1,835,000 円
	豊野第 1 （14 人）			315 a	315,000 円
合計				12,711 a	20,103,000 円

5 補正予算額 20,103千円

〔特定財源〕県：20,103千円 機構集積協力金

6 特記事項

農地中間管理機構への農地集積実績

	地区数	面積(a)	交付額(円)	集積率(%)
平成27年度～令和4年度	38	221,756	399,656,650	32.4



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

道路整備等の実施

1 事業名

- ①道路維持管理事業
- ②幹線道路新設改良事業
- ③生活道路側溝事業

2 補正予算の内容

まちづくりの基盤の一つである道路を適正に維持管理するとともに、通行の安全性と利便性の確保を図るため、緊急を要する道路の整備等を実施します。

3 補正の理由・積算

【路線数 9 路線】

①道路維持管理事業

整備地域 加須地域：1 路線、北川辺地域：3 路線、大利根地域：1 路線

路 線		整備理由・内容	補正予算額
市道 117 号線	古川 1 丁目外地内の 1 級市道	車両の通行量が多く路面の劣化が進んでいることから、速やかに舗装修繕を行う。	61,500 千円
市道 106 号線	麦倉地内の 1 級市道	車両の通行量が多く路面の劣化が進んでいることから、速やかに舗装修繕を行う。	10,500 千円
市道 206 号線	飯積地内の 2 級市道	車両の通行量が多く路面の劣化が進んでいることから、速やかに舗装修繕を行う。	8,000 千円
市道北 2071 号線	向古河地内の生活道路	路面の劣化が進んでおり、通学路でもあることから、速やかに舗装修繕を行う。	11,000 千円
市道 241 号線	豊野台 1・2 丁目地内の 2 級市道	車両の通行量が多く路面の劣化が進んでいることから、速やかに舗装修繕を行う。	61,500 千円

②幹線道路新設改良事業

整備地域 加須地域：1 路線、北川辺地域：1 路線

路 線		整備理由・内容	補正予算額
市道 101 号線	小野袋外地内の 1 級市道	東武日光線第 148 号踏切拡幅工事に伴う市道拡幅工事を行う。	15,000 千円
市道 138 号線	下高柳外地内の 1 級市道	県道久喜騎西線バイパス工事に伴う交差点改良のための測量設計及び拡幅工事を行う。	34,000 千円

③生活道路側溝事業

整備地域 加須地域：1 路線、騎西地域：1 路線

路 線		整備理由・内容	補正予算額
市道 7078 号線	北辻地内の生活道路	雨天時に道路排水に支障をきたしているため、側溝整備工事を行う。	8,000 千円
市道騎 3754 号線	芋茎地内の生活道路	雨天時に道路排水に支障をきたしているため、調査・測量を行う。	3,500 千円

4 補正予算額 213,000千円

事業名	補正予算額	合計
①道路維持管理事業	152,500 千円	213,000 千円
②幹線道路新設改良事業	49,000 千円	
③生活道路側溝事業	11,500 千円	

5 特記事項

今回の補正業務について、測量・設計及び工事施工に時間を要するため、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

小中学校の特別支援学級等の教室の整備

1 事業名

- ①小学校施設整備事業
- ②中学校施設整備事業

2 補正予算の内容

令和6年度の学校運営を円滑に進めるため、3校の小学校及び4校の中学校で増加する特別支援学級並びに4校の小学校で増加する通常学級の教室を整備します。

また、通級指導教室による指導を必要とする児童の増加に伴い、騎西小学校に通級指導教室を整備します。

3 補正の理由

次のとおり学級数の増加が見込まれ、教室を整備する必要があることから、該当校における授業が円滑に実施できるよう、令和6年度の学校始業に向けて空調設備や校内LANの設置、備品の購入に必要な経費を措置するものです。

○特別支援学級 小学校3校 計3学級増加 中学校4校 計4学級増加

学校名	教室整備の理由
三俣小学校	特別支援学級（知的）の入級児童の増加に伴い1学級増加（2学級→3学級）
田ヶ谷小学校	特別支援学級（弱視）への入級児童に伴い1学級新設
大利根東小学校	特別支援学級（知的）の入級児童の増加に伴い1学級増加（1学級→2学級）
昭和中学校	特別支援学級（自閉・情緒）の入級生徒の増加に伴い1学級増加（1学級→2学級）
加須西中学校	特別支援学級（知的）の入級生徒の増加に伴い1学級増加（2学級→3学級）
加須北中学校	特別支援学級（知的）への入級生徒に伴い1学級新設
加須平成中学校	特別支援学級（知的）の入級生徒の増加に伴い1学級増加（1学級→2学級）

○通常学級 小学校4校 計4学級増加

学校名	教室整備の理由
礼羽小学校	令和6年度の予定児童数による学級編成に伴い通常学級が1学級増加
高柳小学校	令和6年度の予定児童数による学級編成に伴い通常学級が1学級増加
大利根東小学校	令和6年度の予定児童数による学級編成に伴い通常学級が1学級増加
元和小学校	令和6年度の予定児童数による学級編成に伴い通常学級が1学級増加

○通級指導教室 小学校1校 計1教室増加

学校名	教室整備の理由
騎西小学校	通級指導教室による指導を必要とする児童の増加に伴い通級指導教室を1教室新設

4 補正予算の積算

①小学校 7校

学校名	主な整備内容	補正予算額
三俣小学校	校内 LAN 設置・備品購入	4,691 千円
田ヶ谷小学校	校内 LAN 設置・備品購入	3,931 千円
大利根東小学校	備品購入	575 千円
礼羽小学校	備品購入	230 千円
高柳小学校	空調設備設置・校内 LAN 設置・備品購入	10,652 千円
元和小学校	備品購入	1,321 千円
騎西小学校	間仕切設置・空調設備設置・備品購入	9,214 千円
合計		30,614 千円

②中学校 4校

学校名	主な整備内容	補正予算額
昭和中学校	備品購入	693 千円
加須西中学校	空調設備設置・校内 LAN 設置・備品購入	9,282 千円
加須北中学校	備品購入	144 千円
加須平成中学校	空調設備設置・備品購入	3,918 千円
合計		14,037 千円

5 補正予算額

- ①小学校施設整備事業 30,614千円
②中学校施設整備事業 14,037千円

6 特記事項

製品の納入及び施工に時間を要するため、年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

水深幼稚園駐車場整備の実施

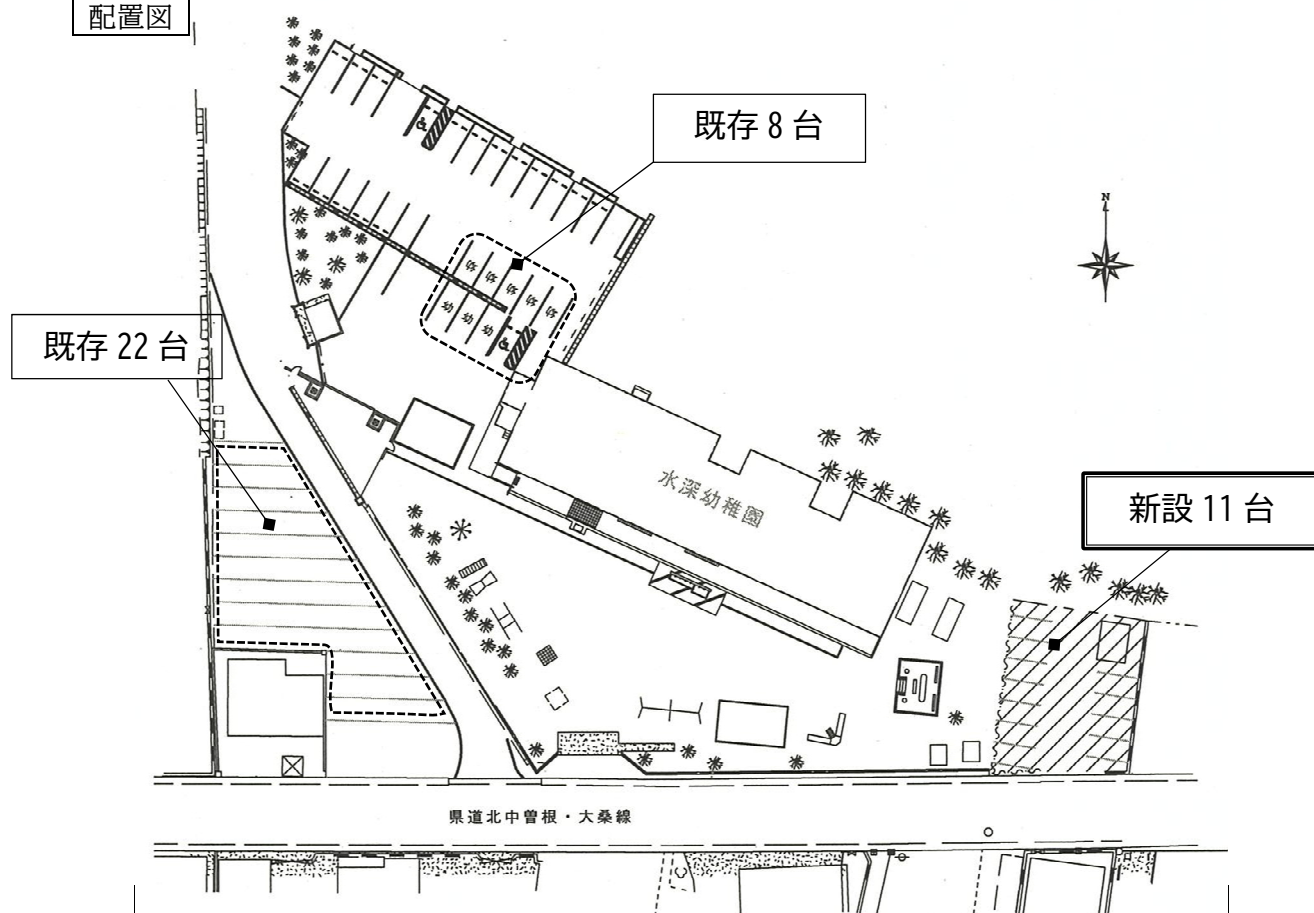
1 事業名

公立幼稚園施設整備事業

2 補正予算の内容・理由

水深幼稚園の駐車場については、小学生の下校時と、幼稚園の降園時の混雑が激しく、幼稚園の保護者から駐車場増設を要望する声が多いことから、混雑を緩和し、保護者が安心して送迎ができるようにするため、駐車場11台分を増設する経費を措置するものです。

配置図



3 補正予算の積算

区分	内容	補正予算額
工事請負費	駐車場整備工事（碎石舗装 230 m ² 駐車台数 11 台）	1,892 千円

4 補正予算額 1,892千円



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

「十六間筋兜（市指定有形文化財）」等出土品の 特別展の実施

1 事業名

文化財の保存と活用による地域活性化事業



2 補正予算の内容

「騎西城跡・騎西武家屋敷跡」から発掘された「十六間筋兜（市指定有形文化財）」等の出土品について、文化財への興味・関心を醸成するため、加須市民の日を含めた期間に特別展を実施します。

特 別 展（6日間）		
	初日	2日目以降
日にち	令和6年3月23日（土） ※加須市民の日	令和6年3月24日（日）及び 26日（火）～29日（金） ※25日（月）休館日
場 所	パストラルかぞ 小ホール等	キャッスルきさい 視聴覚室
時 間	13：30～17：00	9：00～17：00
内 容	十六間筋兜を含む出土品 53 点の特別展示等	
備 考	市民の日記念式典開催日	平成元年の出土状況等の映像を上映予定

3 補正の理由

日本には約 47 万箇所の遺跡があり、毎年約 8 千件の発掘調査が行われています。その中で、本市の「騎西城跡・騎西武家屋敷跡」が、2023 年の文化庁選りすぐりの 10 遺跡に選ばれました。

現在、そこから発掘された「十六間筋兜（市指定有形文化財）」等の出土品が、全国を巡回する「発掘された日本列島 2023」で展示公開されております。

令和6年3月に全国巡回展示が終了し、これらが本市に戻ってくることから、加須市民の日の令和6年3月23日に実施する記念式典を含めた期間に、広く市民に当該兜等出土品 53 点を改めて周知するとともに、文化財への興味・関心を醸成するため、特別展を実施する経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

科目	内容	補正予算額
報償金	講演会講師謝金	12千円
普通旅費	講演会講師旅費	32千円
消耗品費	クリアファイル、のぼり旗、横断幕	581千円
印刷製本費	リーフレット、特別展チラシ、ポスター	289千円
運搬費	特別展出土品運搬	208千円
委託料	特別展受付	113千円
借上料	特別展展示ケース	154千円
合 計		1,389千円

※全国巡回展示会場の一つである山梨県立考古博物館からタペストリー、ポスター等の一部を借用し、周知に活用します。

5 補正予算額 1,389千円



【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

騎西学校給食センターの調理室等に空調設備を設置 及び照明設備のLED化

1 事業名

給食センター管理運営事業

2 補正予算の内容

酷暑対策として、調理員の労働環境を改善するため、騎西学校給食センターの調理室、洗浄室及び下処理室に空調設備を設置し、併せて照明設備をLED化及び受変電設備の改修を行います。

3 補正の理由

学校給食センターの再編を行い、令和5年8月末に北川辺学校給食センターを廃止し、加須と騎西学校給食センターの2センター体制としました。

騎西学校給食センターは建築後37年が経過しており、調理室等に空調設備が設置されておらず、夏場はスポットクーラーと扇風機を使用して調理をしている状況であることから、調理員の労働環境を改善するため、令和5年度当初予算に空調設備他改修工事の設計委託料を計上し、工事設計を行いました。

設計が概ね完了したことから、令和6年度の夏休み期間中に空調設備を設置するほか、照明設備をLED化し、併せて受変電設備の改修を行うため、必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

	内 容	補正予算額
工事請負費	空調設備設置	58,927千円
	照明設備改修（LED化）	8,837千円
	受変電設備改修	15,506千円
	計	83,270千円

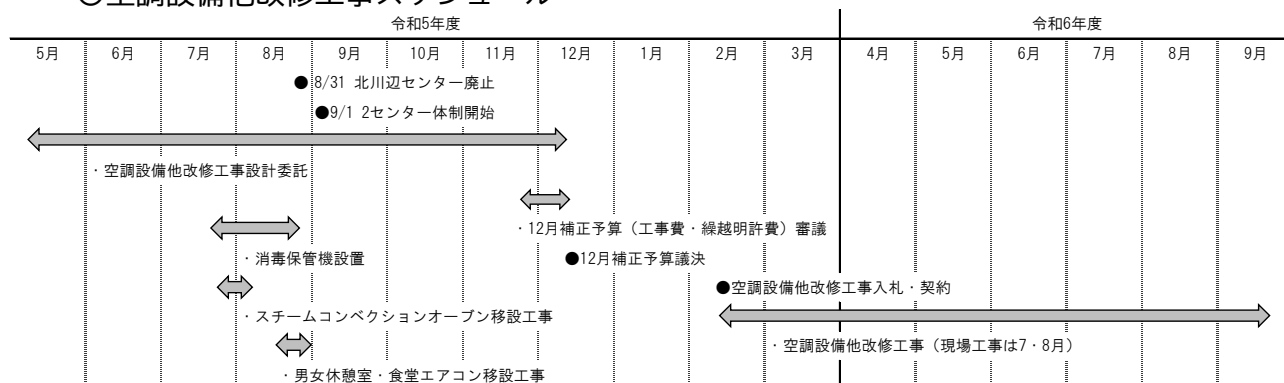
5 補正予算額 83,270千円

〔特定財源〕国：3,144千円 学校施設環境改善交付金（1/3）

6 特記事項

○年度内に完了できないことから繰越明許を設定します。

○空調設備他改修工事スケジュール





【④その他緊急かつ優先度の高いもの】

国民健康保険税の過誤納返還金の増額

1 事業名

一般被保険者保険税還付事業【国民健康保険事業特別会計】

2 補正予算の内容

国民健康保険税の過誤納返還金が、当初予算額を上回る見込みのため、予算の増額をします。

3 補正の理由

国民健康保険税の過誤納返還金について、令和5年9月時点で当初の見込みを上回る還付があり、今後、予算が不足する見込みであることから、必要な経費を措置するものです。

4 補正予算の積算

内容	当初予算額	令和5年9月時点 の返還額	決算見込額	補正予算額
過誤納返還金	15,000 千円	13,440 千円	18,500 千円	3,500 千円

5 補正予算額 3,500千円



マイナンバーで福祉3医療費の受給資格（健康保険の加入状況）を確認できるようにするための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の一部改正（令和5年6月9日公布）により、令和6年秋まで（公布の日から1年6箇月以内）に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化するとされたことに伴い、福祉3医療費（子育て支援医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費）の支給に関する事務の処理に際し、健康保険証に代わり、原則として個人番号を利用した情報連携により受給資格を確認することとなるため、これらの事務を支障なく行うことができるよう所要の改正をするものです。

■福祉3医療費の受給資格（健康保険の加入状況）の確認方法

現 行	マイナンバーカードと健康保険証の一体化後
健康保険証	個人番号を利用した各保険組合等との情報連携（マイナンバーカードを取得していない場合等は資格確認書）

3 主な改正内容

福祉3医療費の支給に関する事務について、下の表のとおり、個人番号を利用することができる市独自利用事務として（1）の事務を新たに定めるとともに、（1）及び（2）の事務を処理するために必要な限度において利用することができる市保有の特定個人情報として「医療保険給付関係情報」を定めます。

■条例における福祉3医療費の支給事務に係る規定の状況

支給事務の種類	市独自利用事務としての規定	医療保険給付関係情報の利用に係る規定
（1）子育て支援医療費	なし → <u>今回追加</u>	なし → <u>今回追加</u>
（2）ひとり親家庭等医療費	あり	なし → <u>今回追加</u>
（3）重度心身障害者医療費	あり	あり

4 施行期日

公布の日

（受給資格の確認に際し、各保険組合や他市町村との情報連携を開始することに伴い、事前に個人情報保護委員会への届出が必要であるため。）



引用する法律の一部改正に伴う 規定の整備をするための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正（令和5年4月28日公布・令和5年9月1日施行）に伴い、当該法律を引用している条例について、当該法律の条ずれ等に関する規定の整備をします。

3 主な改正内容

(1) 法律の条ずれに伴う規定の整備

条例中に引用している当該法律の条ずれが生じたため、当該引用箇所を改めます。

〔現 行〕 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第44条

↓

〔改正後〕 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第26条の8

(2) 法律に定める手当の名称の改正に伴う規定の整備

派遣職員に支給する手当について、法律に定める手当の名称が改正されたため、当該手当の名称を改めます。

〔現 行〕 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

↓

〔改正後〕 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

4 施行期日

公布の日



産前産後期間における所得割額及び均等割額を 免除するための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

こども・子育て支援の拡充等を図るための「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年5月19日公布)において、「地方税法」の一部が改正(令和6年1月1日施行)されたことに伴い、産前産後期間における所得割額及び均等割額を免除するものです。

3 主な改正内容

＜産前産後期間における所得割額及び均等割額の免除＞

被保険者が出産予定又は出産した場合には、当該被保険者に係る所得割額及び均等割額を一定の期間において免除します(原則として、届出が必要です。)

区 分	内 容	
対 象 者	出産予定 又は 出産した被保険者	
免除期間	単胎妊娠	出産予定日(出産日)の属する月の前月から 出産予定日(出産日)の属する月の翌々月まで
	多胎妊娠	出産予定日(出産日)の属する月の3か月前から 出産予定日(出産日)の属する月の翌々月まで
免 除 額	対象者に係る所得割額及び均等割額の全額	

■免除期間のイメージ(出産予定日又は出産日が7月の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
単胎妊娠の場合				← 4か月免除 →		
多胎妊娠の場合	← 6か月免除 →					

4 施行期日

令和6年1月1日

5 特記事項

改正に対応するためのシステム改修に係る補正予算を同時に提案します。(資料 No6 参照)



コンビニ等でスマホを利用した印鑑登録証明書の 交付を可能にするための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市印鑑条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正（令和3年5月19日公布・令和5年5月11日施行）に伴い、マイナンバーカード所持者については、電子証明書を一部のアンドロイド端末スマートフォンへ搭載することが可能となったことを踏まえ、スマートフォン（スマホ用電子証明書が搭載されているものに限る。以下同じ。）を利用することにより、コンビニ等で印鑑登録証明書を交付できるようにします。

また、市の窓口において、印鑑登録証の代わりにマイナンバーカード（マイナンバーカード用電子証明書が搭載されているものに限る。以下同じ。）を添えて申請することにより、印鑑登録証明書を交付できるようにします。

3 主な改正内容

（1） コンビニ交付における申請方法の拡充

コンビニ等で印鑑登録証明書を交付する際に、従来のマイナンバーカードに加えて、スマートフォンも利用できるようにします。

（2） 市窓口交付における申請方法の拡充

市の窓口において印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、従来の印鑑登録証の代わりにマイナンバーカードを添えることでも印鑑登録証明書を申請できるようにします。

■印鑑登録証明書の交付申請に利用するもの

交付方法	現 行	改 正 後
（1）コンビニ交付	マイナンバーカード	マイナンバーカード 又はスマートフォン
（2）市窓口交付	印鑑登録証	印鑑登録証 又はマイナンバーカード

4 施行期日

- （1） 公布の日 又は 国の機関における整備が完了した日 のいずれか遅い日
- （2） 公布の日



協議会の設置根拠となる法律の一部改正に伴う 規定の整備をするための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正（令和5年6月14日公布・公布の日から6箇月以内に施行）に伴い、当該法律を引用している条例について、当該法律の条ずれに関する規定の整備をします。

3 主な改正内容

<法律の条ずれに伴う規定の整備>

条例中に引用している当該法律の条ずれが生じたため、当該引用箇所を改めます。

[現 行] 第6条第1項 ➡ [改正後] 第7条第1項

[現 行] 第7条第1項 ➡ [改正後] 第8条第1項

4 施行期日

公布の日



加須市立第三保育所を廃止するための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市立保育所条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

「第2期加須市子ども・子育て支援計画」における市立保育所の適正規模（統廃合等の基準）に基づき検討した結果、加須市立第三保育所について保育ニーズが認められないことから当該保育所を廃止します。

3 これまでの主な経過

昭和49年4月1日	埼玉県より認可。加須市阿良川に建物面積333.14㎡、定員60名で開所
平成22年4月（合併時）	児童数19名
令和元年11月	令和2年度の入所募集（結果0名）
令和2年2月1日	児童数4名（令和元年度末2名卒園、2名転園）
令和2年4月1日	第2期加須市子ども・子育て支援計画【休園の基準】に基づき休園
令和2年11月	令和3年度の入所募集（結果0名）
令和3年11月	令和4年度の入所募集（結果0名）
令和4年11月	令和5年度の入所募集（結果0名）

4 施行期日

令和6年4月1日



内閣府が定める基準の一部改正に伴う 規定の整備をするための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

内閣府が定めている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（以下「基準府令」という。）の一部改正（令和5年9月15日公布・施行）に伴い、基準府令に準拠している条例について規定の整備をします。

3 主な改正内容

<基準府令の一部改正に伴う規定の整備>

市が条例を定める際に従うべき基準とされている基準府令において規定の整備（読替規定の補正）がされたため、当該基準府令に準拠している条例においても、同様に条文の読替規定を設けるものです。

4 施行期日

公布の日



重度心身障害者医療費の支給対象者の追加及び支給対象とならない者の明確化をするための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（令和4年12月16日公布、令和5年4月1日施行）により、介護給付費等の支給対象者に、住所地特例（※1）の対象となる介護保険施設等の入所者が追加されたことを踏まえ、重度心身障害者医療費においても同様に支給対象者を追加します。

また、他の福祉医療費の受給者については、現在運用により重度心身障害者医療費の支給対象とならないこととしていますが、その旨を明確にするため、支給対象とならない者として定めます。

※1 住所地特例とは

施設所在地の市町村の負担が過大とならないようにするため、施設等に入所する障害者については、入所前の住所地の市町村が支給決定を行い、給付の実施主体となること。

前住所地 (援護の実施)	施設所在地	住民登録	給付の実施主体
A市	B市	B市	A市

3 主な改正内容

(1) 支給対象者の追加

重度心身障害者医療費の支給対象者に、住所地特例の対象となる次の施設の入所者を加えます。

現 行	改 正 後
・ 障害者支援施設 ・ 指定障害児入所施設 ・ 療養介護を行う病院	・ 障害者支援施設 ・ 指定障害児入所施設 ・ 療養介護を行う病院 ・ <u>介護保険施設（※2）</u> ・ <u>特定施設（※3）</u>

※2 介護保険施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

※3 特定施設：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

(2) 支給対象とならない者の明確化

重度心身障害者医療費の支給対象とならない者として、次の者を定めます。

- ① 子育て支援医療費を受給している者
- ② ひとり親家庭等医療費を受給している者
- ③ 他の市区町村等における乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費を受給している者

4 施行期日

公布の日



公園等を設置しなければならない開発区域の 面積を変更するための条例の一部改正

1 議案の名称

加須市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の趣旨

「都市計画法」第33条第3項に基づく開発許可の基準を定めている「都市計画法施行令」においては、開発区域の面積が0.3ha以上の開発行為にあつては、開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設置することが定められています。

上記施行令については、平成28年に改正され、1ha未満の開発行為については、地方公共団体の実状に応じて条例を定めることにより、公園等を設置しなければならない開発区域の面積を変更することが可能となっています。

そのような中、本市では、戸建て分譲住宅の開発行為の増加に伴い、開発区域内において狭小・不整形な公園が多く設置されており、当該公園は、遊具等が設置されていないため、利用頻度も低く、適切な維持管理に苦慮しています。

そのため、良好な住環境の形成を推進し、持続可能な公園等の管理を実現するため、当該公園等を設置しなければならない開発区域の面積を変更するものです。

3 主な改正内容

＜公園等の設置に係る制限の緩和＞

都市計画法第33条第3項及び都市計画法施行令第29条の2第2項第3号イの規定に基づき、公園等を設置しなければならない開発区域の最低面積を現行の0.3haから1haに変更するための規定を設けます。

■公園等の設置が必要な開発区域の面積

現 行	改 正 後
0.3ha以上	1ha以上

4 施行期日

令和6年4月1日

5 経過措置

この条例の施行の日前にされた開発行為の許可（変更）の申請に係る許可の基準については、なお従前の例によることとします。